

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月27日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 市民課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年2月1日から 令和8年2月27日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

(指摘事項)

〔契約事務〕
通知書作成業務の契約事務において、以下の不備があった。
①見積書に押印されている代理人の印影と委任状に押印されている代理人使用印の印影に相違があった。
②請負業者から再委託承認願を受領し、承認通知書について決裁していたにもかかわらず、その承認を口頭のみで行い、文書を送付していなかった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月27日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 男女共同参画推進室
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年2月1日から 令和8年2月27日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月27日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 健康課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年2月1日から 令和8年2月27日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年2月27日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象
対象部局 保険年金課
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
 - ① 合规性
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
 - ② 正確性
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
 - ③ 経済性、効率性、有効性
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程
監査委員事務局にて
令和8年2月1日から 令和8年2月27日まで
7. 監査の結果
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。